

28川監公第14号

平成28年12月12日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	村	田	恭	輔
同	植	村	京	子
同	坂	本		茂
同	織	田	勝	久

## 1 監査の種別

財政援助団体等監査

## 2 監査の対象

### (1) 財政援助団体

ア 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

(所管部局 健康福祉局地域福祉部地域福祉課、地域包括ケア推進室、長寿社会部高齢者事業推進課、同高齢者在宅サービス課、障害保健福祉部障害計画課)

### (2) 出資団体

ア かわさき市民放送株式会社

(所管部局 総務企画局シティプロモーション推進室)

イ 公益財団法人川崎市文化財団

(所管部局 市民文化局市民文化振興室)

ウ 公益財団法人川崎市産業振興財団

(所管部局 経済労働局産業振興部工業振興課)

エ 一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会

(所管部局 こども未来局こども支援部こども家庭課)

### (3) 指定管理者

ア 公益財団法人川崎市産業振興財団・京急サービス株式会社共同事業体

公の施設の名称 川崎市産業振興会館

(所管部局 経済労働局産業振興部工業振興課)

イ 川崎市場管理株式会社

公の施設の名称 川崎市地方卸売市場南部市場

(所管部局 経済労働局中央卸売市場北部市場管理課)

ウ 東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体

公の施設の名称 川崎市堤根余熱利用市民施設

川崎市王禅寺余熱利用市民施設

(所管部局 環境局生活環境部減量推進課)

エ 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市総合福祉センター

(所管部局 健康福祉局地域福祉部地域福祉課)

公の施設の名称 人材開発研修センター・保健福祉研究センター

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

オ 社会福祉法人奉優会

公の施設の名称 川崎市久末老人デイサービスセンター

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

カ 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団

公の施設の名称 柿生学園

くさぶえの家

ふじみ園

南部地域療育センター

かじがや障害者デイ・サービスセンター

れいんぼう川崎

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

公の施設の名称 川崎市南部身体障害者福祉会館

川崎市多摩川の里身体障害者福祉会館

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

キ 川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体

公の施設の名称 かわさき南部斎苑

かわさき北部斎苑

(所管部局 健康福祉局保健所生活衛生課)

ク 川崎市文化財団・川崎市観光協会グループ

公の施設の名称 東海道かわさき宿交流館

(所管部局 川崎区役所まちづくり推進部地域振興課)

ケ 株式会社明治スポーツプラザ

公の施設の名称 川崎市入江崎余熱利用プール

(所管部局 上下水道局サービス推進部サービス推進課)

### 3 監査の範囲

主として平成27年度執行に係る出納その他の事務

### 4 監査の期間

平成28年9月1日から同年11月29日まで

### 5 監査の方法

財政援助団体は当該財政援助に係る出納その他の事務、出資団体は当該出資に係る出納その他の事務、公の施設の指定管理者は当該施設の指定管理に係る出納その他の事務が、関係法令に則り、適正かつ正確に執行されているか、また所管部局がこれらの団体に対して、効率的な運営などについて適切な指導監督等を行っているかについて、抽出により関係書類の審査を行うとともに、現地を調査し、関係者から説明を聴取した。

### 6 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。これらの事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

#### (1) 出資団体及び所管部局について改善措置を要する事項

ア 退職給付引当資産の積立に係る事務を適正に行うべきもの

公益財団法人川崎市産業振興財団（以下「産業振興財団」とい

う。)が定める公益財団法人川崎市産業振興財団職員退職給付引当資産設置要綱第6条によると、退職給付引当資産の限度額は当該事業年度末の要支給額とすることとされている。

産業振興財団の財務諸表をみたところ、これを超える退職給付引当資産が計上されていた。

市は、出資団体に対し、要綱に基づいた適正な事務を行うよう指導されたい。

(公益財団法人川崎市産業振興財団)

(経済労働局産業振興部工業振興課)

イ その他改善を要するもの

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

(ア) 固定資産の管理を適正に行うべきもの

除却手続を行っていない事例

(一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会)

(こども未来局こども支援部こども家庭課)

(イ) 財務諸表に対する注記を適正に記載すべきもの

公益法人会計基準に基づく財務諸表に対する注記について、補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高が記載されていない事例

(公益財団法人川崎市文化財団)

(市民文化局市民文化振興室)

(2) 公の施設の指定管理者及び所管部局について改善措置を要する事項

ア 徴収又は収納の事務を適正に行うべきもの

地方自治法第243条によると、普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若し

くは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならないとされており、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項によると、使用料、手数料等の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができることされている。

れいんぼう川崎における診療に係る使用料及び手数料についてみたところ、市は指定管理者と徴収又は収納の事務を委託する契約を締結しないまま、当該使用料及び手数料の徴収又は収納を指定管理者に行わせていた。

市は、徴収又は収納の事務を適正に行われたい。

（社会福祉法人川崎市社会福祉事業団）

（健康福祉局障害保健福祉部障害計画課）

#### イ 使用料を適正に徴収すべきもの

川崎市入江崎余熱利用プール条例（平成8年条例第7号）第6条第1項によると、プールを使用しようとする者は、使用料を納付しなければならないとされている。

川崎市入江崎余熱利用プールの自主事業についてみたところ、泳力テストの実施に当たり参加者から条例に定める使用料を徴収していなかった。

市は、指定管理者に対し、使用料を適正に徴収するよう指導されたい。

（株式会社明治スポーツプラザ）

（上下水道局サービス推進部サービス推進課）

ウ 行政財産の管理を適正に行うべきもの

川崎市高齢社会福祉総合センター「人材開発研修センター・保健福祉研究センター」指定管理に関する基本協定書第5条第1項によると、指定管理者は、市の指示に基づき施設等を適正に利用するものとされている。

研修受講者の宿泊を目的とした人材開発研修センターの宿泊室をみたところ、一部の宿泊室を、隣接する施設の管理者が、職員休憩室として利用していた。

このことについては、平成20年度財政援助団体等監査においても指摘したところである。市は、指定管理者に対し施設を適正に利用するよう指導されたい。

(社会福祉法人川崎市社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

エ 備品管理を適正に行うべきもの

指定管理施設の本市帰属備品について、市は川崎市物品会計規則(昭和39年規則第32号)により、指定管理者は基本協定書により管理を行うこととされている。

かわさき北部斎苑について市及び指定管理者の備品管理状況をみたところ、備品台帳による出納管理が十分に行われていなかった。

備品管理については、平成24年度財政援助団体等監査においても指摘したところであるが、いまだ改善されていない。市は、現物と備品台帳との不一致を速やかに是正するとともに、指定管理者に対し、備品管理を適正に行うよう指導されたい。

(川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体)

(健康福祉局保健所生活衛生課)

オ 正確な収支状況を報告すべきもの

次のとおり不適正な事例があった。市は、指定管理者に対し正確な収支報告を求めるとともに、指定管理施設の正確な収支状況の確認方法について検討されたい。

(ア) 川崎市産業振興会館における事例

事業報告書の収支状況において、役務費、諸謝金及び保険料の金額が正確に計上されていなかった。

(公益財団法人川崎市産業振興財団・京急サービス株式会社共同事業体)

(経済労働局産業振興部工業振興課)

(イ) 川崎市地方卸売市場南部市場における事例

株式会社は企業会計原則により、全ての費用及び収益を発生した期間に正しく割り当てられるように処理しなければならないとされている。

川崎市地方卸売市場南部市場（以下「南部市場」という。）の事業報告書における収支報告と総勘定元帳を照合したところ、経過勘定を用いて前年度分として整理すべき収益又は費用の一部について、実際に現金の出納がある年度に計上していた。

(川崎市場管理株式会社)

(経済労働局中央卸売市場北部市場管理課)

(ウ) 川崎市久末老人デイサービスセンターにおける事例

事業報告書における収支状況と決算書類を照合したところ、計上漏れや金額の記載誤りがあった。

(社会福祉法人奉優会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)



(エ) 柿生学園、くさぶえの家及びふじみ園における事例

事業報告における指定管理業務の収支に他の経費が含まれると、当該公の施設の管理運営にかかる経費を正確に把握することができないにもかかわらず、指定管理業務以外の市からの受託事業の収支が含まれていた。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

(オ) かわさき南部斎苑及びかわさき北部斎苑における事例

事業報告書の収支報告と公益財団法人川崎市シルバー人材センターの収支決算書を照合したところ、収支報告の租税公課額の記載に誤りがあった。

(川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体)

(健康福祉局保健所生活衛生課)

(カ) 川崎市入江崎余熱利用プールにおける事例

基本協定書によると、指定管理者は施設の設置目的に合致し、かつ、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるとされている。

泳力テスト等を自主事業と位置付けて実施していたが、当該事業にかかる経費と指定管理業務にかかる経費との区分が不明確であった。

(株式会社明治スポーツプラザ)

(上下水道局サービス推進部サービス推進課)

カ その他改善を要するもの

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

(ア) 預り証を徴すべきもの

南部市場において、指定管理者に鍵や図面等を貸与しているものの、基本協定書に定める預り証を徴していなかった事例

(川崎市場管理株式会社)

(経済労働局中央卸売市場北部市場管理課)

(イ) 駐車場の管理を適正に行うべきもの

川崎市久末老人デイサービスセンターにおいて、指定管理者が敷地内の駐車場を指定管理者以外の者に使用させていた事例

(社会福祉法人奉優会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(ウ) 指定管理施設における備品管理等を適正に行うべきもの

a 南部市場の事例

指定管理者が購入した備品の一部が備品管理簿に登載されていなかった。

(川崎市場管理株式会社)

(経済労働局中央卸売市場北部市場管理課)

b 川崎市堤根余熱利用市民施設及び川崎市王禅寺余熱利用市民施設の事例

(a) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品として登録されていなかった。

(b) 使用不能な備品が貸与されていた。

(c) 備品の一部が貸与備品一覧に登載されていなかった。

(東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体)

(環境局生活環境部減量推進課)

c 川崎市総合福祉センターの事例

- (a) 所在が不明となっていた。
- (b) 指定管理業務に使用していない備品が指定管理者への貸与備品一覧に登載されていた、また、当該備品を指定管理者以外の者に、必要な手続を行わずに使用させていた。

(社会福祉法人川崎市社会福祉協議会)

(健康福祉局地域福祉部地域福祉課)

d 人材開発研修センター・保健福祉研究センターの事例

- (a) 所在が不明となっていた。
- (b) 備品票が貼付されていなかった。
- (c) 備品の使用者及び使用区分の決定の手続が行われていなかった。

(社会福祉法人川崎市社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

e 川崎市久末老人デイサービスセンターの事例

基本協定書に定められた備品台帳による管理が行われていなかった。

(社会福祉法人奉優会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

f 東海道かわさき宿交流館の事例

- (a) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品として登録されていなかった。
- (b) 市が貸与した備品が年度協定書に定められた備品台帳に登載されていなかった。

(川崎市文化財団・川崎市観光協会グループ)

(川崎区役所まちづくり推進部地域振興課)

g 川崎市入江崎余熱利用プールの事例

市が貸与した固定資産の一部について所属替手続が行われていなかった。

(上下水道局サービス推進部サービス推進課)

(エ) 指定管理業務の内容を明確にすべきもの

川崎市産業振興会館において、指定管理業務として実施されている自動販売機設置業務について、仕様書等に具体的な内容が示されていない事例

(公益財団法人川崎市産業振興財団・京急サービス株式会社共同事業体)

(経済労働局産業振興部工業振興課)

(オ) 報告書等の提出を適正に行うべきもの

a 川崎市久末老人デイサービスセンターにおけるセルフモニタリングに関する書類が、基本協定書に定める期限を超えて提出されていた事例

(社会福祉法人奉優会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

b 川崎市久末老人デイサービスセンターにおいて、基本協定書で提出することとされている利用者満足度調査報告書及び事業改善報告書が提出されていなかった事例

(社会福祉法人奉優会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

c 南部地域療育センターにおいて、基本協定書で提出することとされている四半期ごとのセルフモニタリングに関する書類が提出されていなかった事例

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

(カ) 業務の位置付けを明確にすべきもの

東海道かわさき宿交流館において、有料で実施している文化イベント事業が協定書、仕様書等に定められておらず、業務の位置付けが不明確であった事例

(川崎市文化財団・川崎市観光協会グループ)

(川崎区役所まちづくり推進部地域振興課)

(キ) 障害者向け駐車場を確保すべきもの

東海道かわさき宿交流館において、仕様書に定められた障害者向け駐車場が確保されていなかった事例

(川崎市文化財団・川崎市観光協会グループ)

(川崎区役所まちづくり推進部地域振興課)

## 参考資料

### 財政援助団体等監査の対象団体等の概要

#### 1 財政援助団体

(補助金額は平成27年度)

##### (1) 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

###### 団体及び財政援助の概要

設立年月日	昭和38年2月14日
設立目的	川崎市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
財政援助の種類	補助金 21億7,019万円
主な補助金等	川崎市高齢者外出支援乗車事業補助金 16億5,745万円 地域福祉推進事業補助金 1億9,318万円 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会育成費補助金 1億4,189万円 川崎市あんしんセンター運営費補助金 1億2,329万円 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会福祉施設整備資金貸付金(損失補償) (平成28年3月31日現在の補償対象額6,981万円) 執行なし

#### 2 出資団体

(基本財産又は資本金は平成28年3月31日現在)

##### (1) かわさき市民放送株式会社

###### 団体の概要

設立年月日	平成8年3月8日
事業目的	1 放送法に基づく超短波放送事業 2 放送番組の制作及び販売 3 出版及び録音業務 4 音盤の製作及び販売 5 映画会、音楽会、講演会等の企画と実施 6 放送に関する人材の育成のための教育事業 7 防災関連用品の企画、販売 8 前記各号に関連附帯する事業
資本金	1億4,000万円
本市の出資状況	7,700万円(55.0%)

## (2) 公益財団法人川崎市文化財団

### 団体の概要

設立年月日	昭和60年3月23日
設立目的	市民の文化芸術活動の振興を図り、もって川崎市における文化芸術の創造を促進し、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。
基本財産	3,000万円
本市の出捐状況	3,000万円(100%)

## (3) 公益財団法人川崎市産業振興財団

### 団体の概要

設立年月日	昭和63年4月2日
設立目的	高度情報化に対応するとともに、企業間の情報交流の促進、技術開発及び産業経済に関する調査研究、人材育成等を行うことにより、川崎市内及び周辺地域における産業の高度化と、地域産業の振興を図り、もって川崎市の産業経済の発展に寄与することを目的とする。 先端的な医療分野、薬学分野等における研究開発の推進、技術移転、人材の育成等を産学公のもとに行うことにより、医療、福祉の向上及び産業経済の発展、さらに学術の進歩に寄与することを目的とする。
基本財産	1億円
本市の出捐状況	1億円(100%)

## (4) 一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会

### 団体の概要

設立年月日	昭和62年11月4日
設立目的	母子家庭及び寡婦の福祉に関する調査及び研究並びに母子家庭及び寡婦に対する必要な援助を行うことにより、川崎市内の母子家庭及び寡婦の自立の促進と生活の安定を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。
基本財産	3,520万円
本市の出捐状況	1,500万円(42.6%)

### 3 指定管理者

(指定管理料は平成27年度)

#### (1) 公益財団法人川崎市産業振興財団・京急サービス株式会社共同事業体

公の施設の名称 川崎市産業振興会館

##### 施設の概要

設置目的	経済の国際化、高度情報化、技術革新等による産業構造の変化に対応するため、企業間における情報交流、企業の技術開発、販路開拓事業の推進等を図り、もって本市産業の発展と地域経済の活性化に寄与するため。
設置場所	川崎市幸区堀川町66番地20
主な事業内容	1 企業間の情報交流の促進並びに産業情報の収集及び提供に関すること。 2 情報の高度化に対応する企業の技術振興及び人材育成に関すること。 3 市内企業の製品の展示及び販路開拓の相談に関すること。 4 施設及び設備を利用に供すること。 5 産業経済の調査研究に関すること。 6 その他設置目的を達成するために必要な事業を行うこと。
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指定管理料	1億6,073万円

#### (2) 川崎市場管理株式会社

公の施設の名称 川崎市地方卸売市場南部市場

##### 施設の概要

設置目的	生鮮食料品等の取引の適正化並びにその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資するため。
設置場所	川崎市幸区南幸町3丁目126番地1
主な事業内容	1 川崎市地方卸売市場業務条例において、指定管理者が行うと定められた業務 2 施設に関する業務 3 料金の収受に関する業務 4 卸売予定数量等の公表等に関する業務 5 その他南部市場の管理運営に関する業務
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指定管理料	0円



(3) 東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体

公の施設の名称 川崎市堤根余熱利用市民施設

川崎市王禅寺余熱利用市民施設

施設の概要

設置目的	市民の健康の増進と文化の振興を図り、もってその福祉の向上に寄与するため。
設置場所	川崎市堤根余熱利用市民施設 川崎市川崎区堤根73番地1 川崎市王禅寺余熱利用市民施設 川崎市麻生区王禅寺1, 321番地
主な事業内容	1 健康づくりについての講演会の開催に関する事。 2 スポーツ教室及び教養講座の開催に関する事。 3 施設及び設備を利用に供すること。 4 その他設置目的を達成するために必要な事業を行うこと。
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指定管理料	1億4,878万円

(4) 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市総合福祉センター

人材開発研修センター・保健福祉研究センター

施設の概要

ア 川崎市総合福祉センター

設置目的	福祉に関する情報の収集及び提供等を行うとともに、市民による福祉活動を支援することにより、市民の主体的な活動による地域福祉の推進を図り、もって市民の福祉の増進に寄与するため。
設置場所	川崎市中原区上小田中6丁目22番5号
主な事業内容 (内容は第3期)	1 福祉に関する情報の収集及び提供並びに相談に関する事。 2 市民による福祉活動を促進するための講習、講座等の開催に関する事。 3 施設及び設備を利用に供すること。 4 その他設置目的を達成するために必要な事業に関する事。
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで(第2期) 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで(第3期)
指定管理料	1億6,698万円

## イ 人材開発研修センター・保健福祉研究センター

設置目的	高齢者の在宅福祉事業と施設福祉事業の総合的な展開を図ることにより、高齢者に対する保健福祉事業等を一体的に推進し、併せて高齢者の福祉に対する理解と市民の参加を促進し、もって高齢者の福祉の増進に寄与するため。
設置場所	川崎市多摩区長沢2丁目11番1号
主な事業内容 (内容は第3期)	<p>&lt;人材開発研修センター&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者の介護者及び地域活動指導者を養成するための講習、講座等の開催に関する事。</li> <li>2 福祉ボランティア活動の指導者を養成するための講習、講座等の開催に関する事。</li> <li>3 福祉関係職員の研修のための講習、講座等の開催に関する事。</li> <li>4 その他目的達成に必要な事業を行う事。</li> </ol> <p>&lt;保健福祉研究センター&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者の保健福祉の相談指導に関する事。</li> <li>2 高齢者の保健福祉の調査研究に関する事。</li> <li>3 高齢者の保健福祉情報の収集及び提供に関する事。</li> <li>4 その他目的達成に必要な事業を行う事。</li> </ol>
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで(第2期) 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで(第3期)
指定管理料	8,521万円

## (5) 社会福祉法人奉優会

公の施設の名称 川崎市久末老人デイサービスセンター

### 施設の概要

設置目的	福祉サービスを必要とする老人に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の便宜を供与すること。
設置場所	川崎市高津区久末453番地
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4第1項第2号の規定により措置を受けた者の通所による便宜の供与に関する事。</li> <li>2 地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行う事。</li> <li>3 主として居宅において介護を受ける老人及びその者を現に養護する者に対する老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する援助に関する事。</li> <li>4 介護保険法の規定による居宅介護支援の提供に関する事。</li> </ol>
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指定管理料	0円

(6) 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団

公の施設の名称 柿生学園

くさぶえの家

ふじみ園

南部地域療育センター

かじがや障害者デイ・サービスセンター

れいんぼう川崎

川崎市南部身体障害者福祉会館

川崎市多摩川の里身体障害者福祉会館

施設の概要

ア 柿生学園

設置目的	心身障害者（その疑いがあるものを含む。）に対し専門的かつ総合的なリハビリテーションを行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図る。
設置場所	川崎市麻生区五力田2丁目20番10号
主な事業内容 (内容は第3期)	1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護に関する事 2 障害者総合支援法第5条第10項に規定する施設入所支援に関する事 3 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所に関する事 4 障害者総合支援法第5条第16項に規定する一般相談支援事業に関する事 5 障害者総合支援法第5条第16項に規定する特定相談支援事業に関する事 6 居宅において介護を行うものの疾病その他の理由により介護を必要とする障害者総合支援法第4条第1項に規定する障害者に対する昼間における排せつ又は食事の介護その他の便宜の供与に関する事（日中一時支援） 7 その他の業務
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（第2期） 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（第3期）
指定管理料	3, 158万円

## イ くさぶえの家

設置目的	心身障害者（その疑いがあるものを含む。）に対し専門的かつ総合的なリハビリテーションを行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図る。
設置場所	川崎市高津区末長3丁目25番8号
主な事業内容 （内容は第3期）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護に関すること。</li> <li>2 障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練に関すること。</li> <li>3 障害者総合支援法第5条第16項に規定する一般相談支援事業に関すること。</li> <li>4 障害者総合支援法第5条第16項に規定する特定相談支援事業に関すること。</li> <li>5 川崎市自閉症者短期訓練事業実施要綱に基づく事業、川崎市自閉症者社会自立促進事業実施要綱に基づく事業及びくさぶえ文庫利用要領に基づく事業等の地域サービス事業に関すること。（別途委託）</li> <li>6 その他の業務</li> </ol>
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（第2期） 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（第3期）
指定管理料	13万円

## ウ ふじみ園、川崎市南部身体障害者福祉会館

設置目的	<p>&lt;ふじみ園&gt; 心身障害者（その疑いがあるものを含む。）に対し専門的かつ総合的なリハビリテーションを行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図る。</p> <p>&lt;川崎市南部身体障害者福祉会館&gt; 身体障害者の自立更生を援助するとともに、身体障害者の福祉に係る地域活動を促進し、もって地域における身体障害者の福祉の増進を図る。</p>
設置場所	川崎市川崎区大島1丁目8番6号
主な事業内容 （内容は第3期）	<p>&lt;ふじみ園&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護に関すること。</li> <li>2 障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援に関すること。</li> <li>3 障害者総合支援法第5条第16項に規定する特定相談支援事業に関すること。</li> <li>4 その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</li> </ol> <p>&lt;川崎市南部身体障害者福祉会館&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 身体障害者の自立更生に必要な相談に応じ、助言又は指導を行うこと。</li> <li>2 身体障害者の社会生活への適応を促進するための講習会、研修会等の実施に関すること。</li> <li>3 障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護に関すること。</li> <li>4 障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援に関すること。</li> <li>5 障害者総合支援法第5条第16項に規定する特定相談支援事業に関すること。</li> <li>6 身体障害者福祉団体等の行う身体障害者の福祉に係る地域活動を促進するために必要な便宜を提供すること。</li> </ol>
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（第2期） 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（第3期）
指定管理料	3,141万円

## エ 南部地域療育センター

設置目的	心身障害者（その疑いがあるものを含む。）に対し専門的かつ総合的なリハビリテーションを行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図る。
設置場所	川崎市川崎区中島3丁目3番1号
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する児童発達支援に関すること。</li> <li>2 児童福祉法第6条の2第3項に規定する医療型児童発達支援に関すること。</li> <li>3 児童福祉法第6条の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関すること。</li> <li>4 児童福祉法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援、障害者総合支援法第5条第16項に規定する特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること。</li> <li>5 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び心身障害の疑いのある児童に対する医学的、心理学的及び社会学的な診断、治療、検査及び評価に関すること。</li> <li>6 障害児等に対する療育訓練及び指導</li> <li>7 地域関係諸機関への技術援助及び情報の提供</li> <li>8 施設の維持管理に関する業務</li> <li>9 その他設置目的を達するために必要な業務</li> </ol>
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指定管理料	3億4,046万円

## オ かじがや障害者デイ・サービスセンター

設置目的	心身障害者（その疑いがあるものを含む。）に対し専門的かつ総合的なリハビリテーションを行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図る。
設置場所	川崎市高津区梶ヶ谷5丁目8番地27
主な事業内容 （内容は第3期）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護に関すること。</li> <li>2 障害者総合支援法第5条第16項に規定する特定相談支援事業に関すること。</li> <li>3 その他の業務</li> </ol>
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（第2期） 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（第3期）
指定管理料	8万円

## カ れいんぼう川崎

設置目的	心身障害者（その疑いがあるものを含む。）に対し専門的かつ総合的なリハビリテーションを行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図る。
設置場所	川崎市宮前区東有馬5丁目8番10号
主な事業内容 （内容は第3期）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害者総合支援法第5条第10項に規定する施設入所支援に関すること。</li> <li>2 障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護に関すること。</li> <li>3 障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練に関すること。</li> <li>4 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所に関すること。</li> <li>5 障害者総合支援法第5条第16項に規定する一般相談支援事業に関すること。</li> <li>6 障害者総合支援法第5条第16項に規定する特定相談支援事業に関すること。</li> <li>7 れいんぼう川崎診療所の管理運営に関すること。</li> <li>8 在宅の重度の身体障害者及びその介護者に対する訪問による機能訓練及び介護方法の指導、健康指導、その他の便宜の供与に関すること（在宅リハビリテーションサービス）。</li> <li>9 その他の業務</li> </ol>
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（第2期） 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（第3期）
指定管理料	1億2,291万円

## キ 川崎市多摩川の里身体障害者福祉会館

設置目的	身体障害者の自立更生を援助するとともに、身体障害者の福祉に係る地域活動を促進し、もって地域における身体障害者の福祉の増進を図る。
設置場所	川崎市多摩区中野島6丁目13番5号
主な事業内容 (内容は第3期)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 身体障害者の自立更生に必要な相談に応じ、助言又は指導を行うこと。</li> <li>2 身体障害者の社会生活への適応を促進するための講習会、研修会等の実施に関すること。</li> <li>3 障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護に関すること。</li> <li>4 障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援に関すること。</li> <li>5 障害者総合支援法第5条第16項に規定する特定相談支援事業に関すること。</li> <li>6 身体障害者福祉団体等の行う身体障害者の福祉に係る地域活動を促進するために必要な便宜を提供すること。</li> </ol>
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで(第2期) 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで(第3期)
指定管理料	2,933万円

## (7) 川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体

公の施設の名称 かわさき南部斎苑

かわさき北部斎苑

### 施設の概要

設置目的	市民福祉の向上をはかるため。
設置場所	かわさき南部斎苑 川崎市川崎区夜光3丁目2番7号 かわさき北部斎苑 川崎市高津区下作延6丁目18番1号
主な事業内容	火葬に関する業務及び葬祭に関する業務
指定期間	平成26年4月1日から平成30年3月31日まで
指定管理料	3億2,982万円

## (8) 川崎市文化財団・川崎市観光協会グループ

公の施設の名称 東海道かわさき宿交流館

### 施設の概要

設置目的	東海道川崎宿に関する歴史、民俗等の資料の展示を行うとともに、市民相互の交流を推進し、もって市民の文化の振興に寄与するため。
設置場所	川崎市川崎区本町1丁目8番地4
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 東海道川崎宿に関する歴史、民俗等の資料の展示を行うこと。</li> <li>2 東海道川崎宿に関する情報の収集及び提供に関すること。</li> <li>3 東海道川崎宿に関する活動の支援に関すること。</li> <li>4 施設及び設備を利用に供すること。</li> <li>5 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事業に関すること。</li> </ol>
指定期間	平成25年9月1日から平成30年3月31日まで
指定管理料	3,883万円

(9) 株式会社明治スポーツプラザ

公の施設の名称 川崎市入江崎余熱利用プール

施設の概要

設置目的	市民の健康の増進を図るとともに、市民の福祉の向上に寄与するため。
設置場所	川崎市川崎区塩浜3丁目24番12号
主な事業内容	1 施設及び設備を利用に供すること。 2 各種水泳教室の開催に関する事。 3 その他必要な事業に関する事。
指定期間	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
指定管理料	9,808万円